

# 福祉民生常任委員会会議録

平成24年2月2日

北見市議会

午後 1時27分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、各委員にご連絡しておりました案件に加えまして留辺薬総合支所より北見市立養護老人ホーム静楽園における食中毒の被害状況についてが追加となっておりますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

---

午後 1時28分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、留辺薬総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三田総合支所長) 北見市立養護老人ホーム静楽園における食中毒の被害状況につきまして、園長から状況報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○(流水園長) 北見市立養護老人ホーム静楽園におきまして発症いたしました食中毒被害につきまして、お手元に配付しております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。(1)の北見市立養護老人ホーム静楽園における食中毒発症に至った経緯についてご説明させていただきます。

1月19日の夜に嘔吐、下痢の症状を訴える入園者が発生いたしまして、翌20日の職員ミーティング時に同様の症状を訴える入園者がふえ、また職員からも同様の症状を訴える者があられました。その後、

入園者の健康調査を行ったところ、18名が症状を訴え、さらに職員5名も同様の症状であることが確認され、発症者がふえていることから外部との接触を遮断するとともに施設の嘱託医に往診していただき、診察の結果、感染性胃腸炎と診断され、点滴注射等の治療を受けたところであります。直ちに北見保健所へ状況を報告し、今後の対応措置についての指示を仰ぎ、発症者に対する治療と施設内の消毒作業を重点的に実施し、感染拡大の防止に努めました。翌週の23日午後6時に北見保健所にて入園者、職員、調理業務委託業者、食材納入業者の検便検査をしたところノロウイルスが検出され、さらに食材の遺伝子検査を実施し、原因を究明するとの報告がありました。翌24日午後5時に北見保健所から食材を検査した結果、ノロウイルスによる食中毒であるとの報告をいただきました。

次に、(2)の北見保健所からの報道発表についてご説明申し上げます。北見保健所からの報道発表は1月27日午後2時であり、今回の食中毒の発症日時は1月19日午後1時ごろ、有症者数については55名で、うち通院者が35名、27日現在ではおおむね快方に向かっている状況であります。症状については嘔吐、下痢、発熱があり、病因物質はノロウイルスで、道立衛生研究所の検便検査では有症者14名の便からノロウイルスが検出され、原因食品につきましては1月18日及び19日に提供された食事でありまして、主な提供メニューとしましては握りずしのマグロ、サーモン等、刺身のマグロ、サーモン等、のり巻き、いなりずし、酢の物、オードブルの鶏の空揚げ、ウインナーベーコン巻き等であります。

次に、(3)の今後の対応につきましては、1月27日現在で入園者及び職員で症状を訴える者はなくなりましたので、通常の生活に戻っていただいておりますが、引き続き消毒作業を継続するとともに、2次感染防止対策の徹底と施設内外の安全衛生面に十分配慮し対応してまいります。

老人ホームの設置者として、入園されている方々

が安全・安心に施設での生活を営むことができる環境整備に努めることが最も重要なことと考えております。

以上でございます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（合田委員） 4点ほどお伺いさせていただきます。

まず、1ページの（2）で、有症者数が55名とありますけれども、入園者、職員の何名中何名なのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

あと、④、病因物質の中で有症者14名の便を検査した結果とありますけれども、1月23日に入園者、職員、それから2つの業者の便を検査したということなので、この有症者14名の中にその2つの業者の方もノロウイルスが検出された状況というのはあるのかということですか。

3点目は、1月24日に食材の検査をした結果ということなのですが、食材の特定ができたということなのか。どの食材なのか特定されたのかをお聞きしたいと思います。

最後の4点目ですけれども、2ページに消毒作業を継続すると書いておりますけれども、この期間というのはどのくらいを指示されているかの4つをお伺いいたします。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

---

午後 1時37分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（流水園長） 一番初めの静楽園の入園者数及び職員数でございますけれども、入園者は100名でございます。職員については27名でございます。そのうち今回の保健所の発症者数は、静楽園の部分については37名とお伺いしております。それで、入園者

については29名、職員については8名でございます。

2番目の14名の検便の中には、私どもで食事の提供をしていただいている日清医療食品株式会社の方も発症はされておりました。

それと、1月24日に食材の特定をされたのかということでございますけれども、これらについては先ほど説明しました、提供した食事という保健所の発表なものですから、私どもでは具体的にこれということではお答えできない部分がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、消毒作業でございますけれども、今現在1月20日から保健所及び嘱託医の指導のもと1日3回の消毒を行い、31日から今週いっぱい1日2回の消毒を行っております。その後、来週からは2月17日まで1回の消毒をする予定となっております。

以上でございます。

○（合田委員） そうしましたら、有症者のうち18名は静楽園とは関係のないというか、業者の方が有症者となっていると解釈できます。

それと、要するに一番の原因は食材ということで、外から入ってきたと解釈していいのかということが1つです。

あと、もう一つ、期間ですけれども、2月17日までということは、今までで約2週間たっていますので、約4週間の期間ということになるかと思うのですが、ノロウイルス対策マニュアルというのを見ましたら、このノロウイルスは潜伏期とか病気は短いのですが、排菌期間がとても長くて、長い場合は4週間ぐらい排出し続けると書いてありました。それが流行する原因なのだと書いてありまして、ウイルスは環境によってですけれども、大体4度ぐらいですと60日間、約2カ月生存できると書いてありました。また高齢者は重症化を招くということもありますので、この消毒作業を継続する期間というのはきちんと保健所から指導を受けられているのかとは思いますが、この辺をよく加味されなければいけないのではないかと思います。最後は意見

ですけれども、最初の部分はお伺いいたします。

○（志賀総合支所次長） 合田委員からのご質問がございました。どういった食材が原因なのかという点でございますが、静楽園で発症した方々についての部分からいきますと、食材納入業者に外注して行食事としてつくっていただいた生ずしを、入園者及び職員が摂取しているということが判明いたしまして、その生ずしに原因があったのではないかということが保健所からの発表でございました。

以上でございます。

○（浦西委員） 保健所の発表については、原因食品も一応そういうメニューだったと今次長からも報告ありました。大事に至らなかったということによかったとは思うのですけれども、今後市として、その業者に対する対応、指導、そういったものはどうしているかを考えていらっしゃるのですか。

○（三田総合支所長） 納入された業者に対する対応ですけれども、まず今は先ほど合田委員からお話がありましたけれども、終息を完全なものにするということに園を挙げて全力で取り組んでおります。一定程度そういうものが完全に終息したという時点で、その業者に対する対応というのもこれまでの北見市のこういった事例も踏まえながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で留辺薬総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

---

午後 1時44分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（皆川部長） 市民環境部として本年初めての委員会となります。着席のままで甚だ失礼ではございますが、改めまして議員各位の皆様、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第9次北見市交通安全計画案につきまして、概要について簡単にご説明申し上げたいと存じます。交通安全計画につきましては、国の交通安全対策基本法により国、都道府県、市町村がそれぞれ策定することとなっております。このうち、平成23年8月、関係法の改正により市町村の計画策定は義務づけから努力規定となっておりますが、市といたしましては国の第9次交通安全基本計画、北海道の第9次交通安全基本計画、また平成23年度北海道交通安全実施計画が策定されましたことから、そうした計画内容を受けた中で市の交通安全への取り組み姿勢を後退させないためにも計画期間を同一とする交通安全計画の策定作業を進めているところでございます。

北見市交通安全計画は、北見市交通安全対策会議条例により市長が会長となっております。北見市交通安全対策会議において策定することとなっておりますが、策定次第議員の皆様にお配りする予定となっております。現在までの計画策定の状況及び今後のスケジュールなどにつきましてご報告させていただきたいと存じます。

計画の概要または計画案の内容等につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○（近藤課長） それでは、私より現在までの策定状況、また本日提出しております計画案についてご説明をさせていただきます。本日、委員会資料として第9次北見市交通安全計画案の概要と別冊の第9次北見市交通安全計画案を提出しています。この資料により説明をさせていただきます。

資料1ページ、計画案の概要をごらんください。1の交通安全計画策定の目的として、北見市は国、北海道の計画と連動させた中で過去8次にわたり交

通安全計画を策定し、総合的な交通安全に取り組んでまいりました。こうした取り組みによりまして、国全体では24時間死者数が昭和45年には1万6,760人を数えていたものが昭和46年以降着実に減少に向かいまして、平成4年に1度増加に転じましたが、翌年からまた減少傾向をたどりまして、平成22年には4,863人に減少しております。また、事故件数も平成16年をピークに減少を続けております。また、北海道においても同様な傾向がございまして、官民、関係機関が一体となった取り組みが功を奏したものと考えております。また、各道路管理者、警察署、交通機関、交通関係団体の努力はもちろん、多くの方々が交通事故をなくそうと努力してきたからこそこの数字とと考えてございます。しかしながら、今後ますます進行します高齢化などの社会環境の変化に対応した交通安全対策を行わなければ、さらなる交通事故の減少を図ることは難しいものでありますことから、これまでの計画の評価を踏まえ、より効果的な交通安全対策を計画的、継続的に展開する必要がありますが、国、北海道の計画と整合性を保ちながら計画策定するものでございます。

次に、2の計画の位置づけですが、交通安全対策基本法第22条、第25条により計画策定が求められており、国、北海道が計画を策定し、市町村においても同法第26条により計画策定をすることになります。ただし、昨年8月に本法律の一部改正がございまして、市町村においては策定義務から策定することに努めるとなっております。しかしながら、交通安全対策は国、北海道だけではなく関係機関・団体や市民の皆様を含めた中で安全施策、また安全活動、運動を進めていくことが必要かつ重要でございますので、北見市においても第9次計画を策定するものであります。本市の上位計画との関係で申しますと、北見市総合計画分野別施策では地域の安全確保、また基本計画の主要施策では交通安全対策の充実に位置づけられた個別計画という性格を持つものとなります。

次に、3の計画期間ですが、現在平成23年度が終わるこの時期に近づいておりますが、国、北海道の計画、さらに昨年12月に策定されました北海道の平成23年度交通安全実施計画との整合性や施策、また安全対策を考慮しますと計画期間を合わせることが必要でございますので、平成23年度から平成27年度の5カ年計画といたします。

次に、資料2ページをごらんいただきたいと思います。4には、計画案を作成するに当たって検討しました項目、内容を記載してございます。

次に、5、計画策定体制ですが、市民活動課で国及び北海道が策定した計画との整合性を整理した上で市の交通状況や交通安全対策等を勘案し、さらに庁内関係部と連携を図りながら案を作成したところであります。また、庁外におきましては交通安全対策会議委員に本計画案を示し、各分野の専門的な立場からの意見をいただいております。また、市民意見の反映では、本年1月12日から25日まで市民意見を募集いたしました。方法としましては、広報メモを通じたマスコミからの周知、市ホームページでのお知らせ、各総合支所、市民環境課などの窓口での募集を行ったところでございます。今後いただきました意見を参考に計画案の最終調整を行った上で、2月中旬に開催予定の北見市交通安全対策会議において計画決定となる予定でございます。また、計画決定の後、北海道への報告及び市民への公表なども行ってまいりたいと考えています。

資料3ページでは、これまで説明をさせていただきました関係やそれぞれの役割などを図で示したものでございます。

次に、別冊の計画案でございます。内容的には多岐にわたってございますので、個別の説明は省略をさせていただきますが、別冊計画書の目次をごらんいただきたいと思います。第1部、計画の基本理念と推進体制、第2部、通年に係る陸上交通の安全、第3部、冬季に係る陸上交通の安全から成る3部構成となっております。交通安全対策基本法では、

市町村交通安全計画に掲げる事項としまして、市町村の区域における陸上交通の安全に係る総合かつ長期的な大綱、また市町村区域における陸上交通の安全施策を推進するために必要な事項を定めるとなっております。この点を国、北海道の計画と整合性を持ちながら地域特性を鑑み、計画案を作成したところでございます。

以上、第9次北見市交通安全計画案についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（熊谷委員） 報告の中身はわかりました。最初部長が言われましたし、それから今課長の説明にもありましたけれども、市町村としての計画策定は努力義務になったということですね。そうはいつでもやはり必要だということで、この計画がされているのだとは思いますが、それで伺いたいのはこの手の市の計画、いろいろな計画がたくさんありますけれども、その計画を立てることよりもその計画をどう実行するかということがやはり大事だと思うのです。それで、今話にもありましたけれども、北見市交通安全対策会議が計画をつくるのと、あわせて実施についても行うということになっていますけれども、具体的にこれからどういう形でこの交通安全対策会議が、どういう頻度で持たれて、どういう形でこの計画の推進が図られるのかということについて伺いたいと思います。

○（近藤課長） 熊谷委員からの交通安全対策会議のこれからの対応の質問ですが、第8次の計画のときには、具体的に例えば交通安全対策ということでいけば、交通事故が起きたときにはそれぞれ国道、道道の道路管理者等を含めての現場検証とかということで、どのように対応していくかを現場で行っていますが、交通安全対策会議自体は計画策定時以外は現状動いたことがございません。今後、この対策会議においては条例に記載されておりますとおり、より連携を持って取り組まなければ交通安全対策と

いうのは進まないと承知してございますので、折に触れて対策会議については各委員を通じてそれぞれの所管の業務等を実行できるようにしていきたいと考えております。年度どのぐらいの頻度でということであれば、まだ現状では年に1回、2回という形では今は考えてはおりません。

以上です。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（藤澤部長） それでは、きょう報告させていただきましたワクチン接種緊急促進事業について説明をさせていただきます。

子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチン接種を本年度末までを事業期間として、ワクチン緊急接種事業として実施してございますが、今般国において本件事業に係る関連予算が提出となったことから、今後の取り組み方につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○（津幡課長） それでは、お配りした資料により報告をさせていただきます。

子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3ワクチン接種につきましては、国の2分の1の補助金を活用し実施するところですが、今般国においては平成24年度からの定期接種化の準備が整わないことから、本年度と同様、任意接種のまま緊急接種事業

として実施を行うため、ただいま開催中の国会に平成23年度第4次補正予算として関連予算を提出したところであります。その中におきまして、子宮頸がん予防ワクチンについてはワクチンの供給不足から昨年7月中旬まで接種が中断されたこと、またヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては接種開始時において同時接種における乳児の死亡例が相次いだことにより、いずれも接種状況が低い状況にあることなどの判断から、この3ワクチンについて本年度の対象者を含め、平成25年3月31日までの1年間延長することとされたところであります。これらのことから、当市におきましても延長に伴う実施につきまして制度の周知を含め準備を進めさせていただきたいと考えております。

資料の中ほどに延長に伴う事業の対象予定者を記載しておりますが、子宮頸がん予防ワクチンでは中学1年生から高校1年生に加え、高校2年生、現在の高校1年生が対象とされております。ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンでは、本年度と同じ年齢の乳幼児に対する接種必要回数分が対象となるものであります。当市においてはこの延長に伴い、事業実施に向け、平成24年度の事業予算として予定させていただくものですが、接種の委託につきましては北見医師会管轄の医療機関として接種料金の調整を行いたく考えております。

なお、子宮頸がん予防ワクチンでは、現高校1年生が対象となるには本年3月までに1回以上の接種が必要となることから、未接種者の保護者に対し早急に個別通知を行うことと接種受託医療機関に対し、延長に係る周知を行いたく考えるところであります。なお、現在高校1年生における同ワクチンの接種率は約80%で、未接種者は昨年12月末で115名の状況となっております。

以上、ワクチン接種緊急促進事業に関する報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○（桜田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

---

午後 2時02分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○（熊谷委員） きょうの議題にはなっていないのですけれども、実は前回の委員会的时候に北見赤十字病院の支援額についての考え方というのが1回示されましたね。そのときにもまだ道からの補助額とか、近隣の市町村からの支援のことだとか、そういうことがまだ全然見えない中でどうかという話になって、結局一旦持ち帰る形になっておりますね。それに関連して管内の市町村での協議の場が近々セットされていると聞いているのですけれども、その具体的な協議で管内の市町村に対してどういう要請をするのかだとか、その会議をどういう形で持つのか、それから北見市はどのようなスタンスで臨んでいくのかとかいうあたりが、最終的には北見市の支援額の決定なんかの部分にかかわってくると思うので、本来ならばこの委員会に報告されてしかるべきでないかと思うのですけれども、その辺委員長は地域医療対策室から何か聞いているのでしょうか。それを伺いたいです。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

---

午後 2時04分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今熊谷委員からご質問がありましたけれども、これから管内の各町村の会議その他も開かれるということは私も聞き及んでおります。ただし、その詳細がなかなかまだ決定できない状況にあるようなこと

も聞こえてきますので、まだ決定していないことをこの福祉民生常任委員会で報告をもらうとはなりませんので、きょうの議題にはならなかったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○（熊谷委員） 日程的にきょうはもう2日ですから、7日は来週の火曜日ですね。そういうことでいえば、なかなか難しいのかとは思いますが、例えば委員会ではなくても各委員にはこういう形そういう協議の場を持っていますと、それに当たって北見市はこういうスタンスで協議に臨みますということだとかをきちんと説明をしていただくべきでないかと思しますので、その辺は委員長でよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

○（桜田委員長） 今熊谷委員からいただいたご意見につきましては、私からも改めて理事者にお伝えさせていただいて求めてまいりたいと思しますので、ご理解をよろしく願いいたします。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時06分 閉 議

---